

第1章 総則

(この訓令の趣旨)

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊（めい）酩（てい）者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚して、保護に当たっては、誠意をもってし、個人の基本的な人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護について責任を負うものとする。

2 警察署の保護を担当する課長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護全般の指揮監督に当たるものとする。

3 保護主任者が不在の場合は、署長の指定した者又は当直管理責任者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

4 警察署の保護を担当する課長代理及び係長（以下「監督者」という。）は、保護主任者の指揮を受け、保護主任者の事務を補助するものとする。

5 監督者が不在の場合は、署長の指定した者又は当直管理副責任者が監督者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認められた場合は、とりあえず保護に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講じた場合において、その者の家族等への手配その他の措置を必要と認めるときは、警察官は、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、傷病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、引き続き保護を要すると認められる場合には、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講ずるものとする。

(1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室

(2) 酩酊（めい）酩（てい）者 救護施設又は保護室

(3) 迷い子 交番又は駐在所（最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合には保護室）

(4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病気又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合には保護室）

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

(保護の場所等に関する特例措置)

第6条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の当直室、休憩室等で被保護者を収容するに適当と認められる施設を保護室に代用することができるものとする。

(住所等の確認措置)

第7条 警察官は、被保護者を家族等に引き渡すために必要な手配をしようとするに当たり、被保護

者の住所又は居所及び氏名（以下「住所等」という。）を確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所等を確認するための措置を講ずることができるものとする。

（事故及び危害の防止）

第8条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が自傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすことがないように注意しなければならない。

2 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩(めい)酩(てい)者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす状況にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するために他に方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができるものとする。

3 前項の規定に基づき、被保護者の行動を抑止する手段として、必要により、別に定める用具を使用することができるものとする。

4 前項の別に定める用具の使用は、緊急を要する状態にある場合で、いとまがないと認められるときを除き、保護主任者の指揮を受けるものとする。

（危害予防の特例措置）

第9条 警察官は、警職法第3条第1項第1号及び酩(めい)酩(てい)者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす状況にあつて、真にやむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受け、被保護者が保護室を離れないよう掛けがね等を使用することができるものとする。

（危険物等の保管）

第10条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、前条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

2 被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、前項の規定に準じて努めて保管するようにするものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、立会人を置いて、行うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は現金その他の貴重品は、その品名、数量、保管者等その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、当該関係機関に引き継ぐものとする。

（異常発見の場合等の措置）

第11条 警察官は、被保護者について異常を発見したとき、及び被保護者から異常の訴え又は処遇等につき申出があつた場合においては、応急の措置を講ずるとともに直ちにその状況を保護主任者を經由して、署長に報告するものとする。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩(めい)酩(てい)者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合であるときは、署長は、これが発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認するための措置を講ずるものとする。また、警職法第3条第1項第2号の被保護者が、ほしいままに保護の場所を離れた場合であつて合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、同様とする。

3 署長は、被保護者について死亡又はそのおそれのある事案その他重大な事故があつたときは、大阪府警察処務規程（昭和30年大阪府警察本部訓令第31号）第22条の規定により生活安全部長に即報するとともに、被保護者の家族等の住所等が判明しているときは、当該家族等にも併せて通知するものとする。

（引渡し及び解除）

第12条 保護主任者は、被保護者の住所等が判明した場合は、署長の指揮を受けてその被保護者を家族等に引き渡し、引取人のない場合であっても保護の必要がなくなると認められるに至ったときは、速やかにその保護を解くよう措置するものとする。

(関係機関への引継ぎ)

第13条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けて、次の各号の定めるところにより、措置するものとする。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる都道府県知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に緊急要保護者引継書(別記様式第1号)により引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法第4条にいう児童である場合には、前号に掲げる場合であっても、同法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第14条 警察官は、被保護者が少年であって、大阪府警察少年警察活動規程(平成20年大阪府警察本部訓令第3号。以下「活動規程」という。)第2条第6号の非行少年又は同条第7号の不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年については、活動規程の定めるところにより、補導を行うものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

3 警察官は、被保護者が売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項の要保護女子であることが明らかとなった場合においては、当該被保護者が少年であって、前条第2号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置を執った場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第15条 被保護者が罪を犯した者であること又は活動規程第2条第3号の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明するに至った場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。また、被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、同様とする。

第3章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第16条 24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が署長の指揮を受けて、保護期間延長許可状請求書(別記様式第2号)により行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第17条 警職法第3条第5項又は酩(めい)酊(てい)者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間に取り扱った保護事件を保護通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(知事等への通報)

第18条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第23条の規定による知事への通報は、同法第51条の12の規定により、大阪市域内に所在する警察署の警察官にあっては大阪市長に、堺市域内に所在する警察署の警察官にあっては堺市長に、大阪市域内及び堺市域内を除いた大阪府域内に所在する警察署の警察官にあっては大阪府知事に、精神障害者に関する通報書(別記様式第4号)により保健所長を経て行うものとする。ただし、大阪市域内及び大阪府域外を管轄する警察署の警察官並びに堺市域内及び堺市域外を管轄する警察署の警察官にあっては、別に定めるところによる。

2 酩(めい)酊(てい)者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、アルコールの慢性中毒者等に関する通報書(別記様式第5号)により行うものとする。

- 3 署長は、前2項の規定により大阪府知事、大阪市長、堺市長又は保健所長に通報したときは、その都度、別に定める方法により、大阪府警察本部に設置する電子計算機に当該通報に係る事項を登録するものとする。

第4章 雑則

(児童の一時保護等)

第19条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他を同行し、又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法(昭和23年法律第168号)第13条第2項(同法第26条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により、家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項又は第90条第5項の規定により、少年院の長からの援助請求を受けて連戻しを行う場合
- (5) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項又は第79条第5項の規定により、少年鑑別所の長からの援助請求を受けて連戻しを行う場合
- (6) 更生保護法(平成19年法律第88号)第63条第6項ただし書の規定により、引致状による引致を行う場合
- (7) 売春防止法第22条第3項(同法第27条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、収容状を執行する場合
- (8) 婦人補導院法(昭和33年法律第17号)第16条の規定により、婦人補導院の長からの援助請求を受けて連戻しを行う場合
- (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第39条第2項の規定により、無断退去者を保護する場合

2 前項の場合においては、第3条、第6条及び第8条から第11条までの規定を準用する。

(保護カード等)

第20条 警察官は、第4条第1項の規定による保護の措置を講じた場合又は前条の規定により被保護者を一時収容した場合は、速やかに保護カード(別記様式第6号)に所定の事項を記載し、保護主任者に提出するものとする。

2 保護主任者は、保護カードに保護の措置状況を詳細に記録するとともに、次のいずれかに該当する者については、判定者(当該保護の措置を講じた者をいう。)に被保護者チェックカード(別記様式第7号)を作成させ、その経過を明らかにしておくものとする。

- (1) 精神錯乱者
- (2) 泥酔者及び酩酊(めい)酊(てい)者
- (3) 病人及び負傷者
- (4) 前各号に掲げる者以外で、必要と認められる被保護者

3 保護主任者は、前項の規定により判定者に被保護者チェックカードを作成させた者については、被保護者動静記録表(別記様式第8号)により、その動静を明らかにしておくものとする。

(保護室の設置)

第21条 警察署には、被保護者の状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

附 則

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則(昭和40年6月18日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和40年6月18日から施行する。

附 則(昭和40年10月5日本部訓令第20号)

この訓令は、昭和40年10月5日から施行する。

附 則(昭和44年3月28日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年9月25日本部訓令第20号抄）

この訓令は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日本部訓令第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（昭和51年9月17日本部訓令第18号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和51年9月17日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（昭和51年10月22日本部訓令第28号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和51年10月22日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（昭和54年1月26日本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和54年1月26日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の規定によつて作成した保護カードで残存するものは、この訓令の定めにかかわらず当分の間使用することができる。

附 則（昭和55年3月31日本部訓令第13号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和57年4月4日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日本部訓令第19号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和57年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（昭和57年11月19日本部訓令第23号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和57年11月19日から施行する。

附 則（昭和58年9月22日本部訓令第28号）

この訓令は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月21日本部訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和61年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（昭和61年3月28日本部訓令第11号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年1月30日本部訓令第1号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和62年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（昭和63年6月24日本部訓令第21号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この訓令の定めにかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（昭和63年11月4日本部訓令第30号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和63年11月4日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

- 2 この訓令の施行前において作成された様式用紙は、この訓令の定めにかかわらず当分の間使用することができる。

附 則（平成元年5月26日本部訓令第16号）
この訓令は、平成元年6月4日から施行する。

附 則（平成元年12月26日本部訓令第31号）
この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成3年9月20日本部訓令第26号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用紙で残存するものは、当分の間使用することができる。

附 則（平成4年7月31日本部訓令第27号）
この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日本部訓令第7号）
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月18日本部訓令第6号）
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月26日本部訓令第39号）
この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日本部訓令第42号）
この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年1月27日本部訓令第3号）
この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成7年8月18日本部訓令第33号）
この訓令は、平成7年8月18日から施行する。

附 則（平成8年4月12日本部訓令第14号）
この訓令は、平成8年4月12日から施行する。

附 則（平成8年11月8日本部訓令第31号）
この訓令は、平成8年11月8日から施行する。

附 則（平成9年7月25日本部訓令第27号）

この訓令は、平成9年7月25日から施行する。

附 則（平成10年3月6日本部訓令第4号）

この訓令は、平成10年3月6日から施行する。

附 則（平成12年3月31日本部訓令第9号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月28日本部訓令第20号）

この訓令は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成15年1月31日本部訓令第1号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年1月31日から施行する。

附 則（平成15年6月27日本部訓令第17号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年10月10日本部訓令第25号）

この訓令は、平成15年10月10日から施行する。

附 則（平成18年3月24日本部訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日本部訓令第37号）

この訓令は、平成18年12月15日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月23日から施行する。

附 則（平成20年2月22日本部訓令第3号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年2月22日から施行する。

附 則（平成22年3月26日本部訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日本部訓令第25号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月31日本部訓令第16号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日本部訓令第41号）

この訓令は、平成26年12月26日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第11号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日本部訓令第22号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の大阪府警察要保護者保護規程、第3条の規定による改正前の大阪府警察行方不明者発見活動に関する取扱規程又は第4条の規定による改正前の大阪府警察少年警察活動規程の様式により作成された用紙は、第2条の規定による改正後の大阪府警察要保護者保護規程、第3条の規定による改正後の大阪府警察行方不明者発見活動に関する取扱規程又は第4条の規定による改正後の大阪府警察少年警察活動規程の様式により作成したものとみなす。

附 則（平成28年9月30日本部訓令第34号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日本部訓令第39号）

この訓令は、平成28年12月22日から施行する。

附 則（平成29年9月29日本部訓令第21号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の大阪府警察要保護者保護規程の規定により作成し

た様式については、この訓令により作成したものとみなす。

附 則（平成30年8月17日本部訓令第20号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年8月17日から施行する。

附 則（平成30年12月21日本部訓令第28号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この訓令の施行の際現に第3条の規定による改正前の大阪府警察要保護者保護規程の規定により作成された保護カード及び被保護者チェックカードは、改正後の大阪府警察要保護者保護規程の規定により作成されたものとみなす。

附 則（令和3年3月31日本部訓令第18号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前のそれぞれの訓令の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後のそれぞれの訓令の様式によるものとみなす。

- 3 旧様式により作成した用紙で残存するものは、当分の間、所要の調整をした上、使用することができる。

附 則（令和4年9月9日本部訓令第21号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年9月9日から施行する。

附 則（令和5年6月30日本部訓令第20号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。